

外国人技能実習生を雇用している事業主の皆さまへ

雇用調整助成金を受給して 外国人技能実習生を休業させる場合には 事前に、監理団体へご相談ください!

休業して実習を継続できないと、法務省令に定める不正行為にあたる場合があります。

外国人技能実習生の休業に対する 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給について

- ◆雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動・産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余議なくされた事業主が、一時的な休業・教育訓練、または出向により労働者の雇用を維持する場合に、休業手当や賃金などの一部を助成するものです。
- ◆外国人技能実習生も、雇用保険の被保険者期間が6カ月以上の場合は、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象労働者となります。

技能実習 制度は、

技能移転を通じた国際協力を目的としています。
そのため、外国人技能実習生を雇用する事業主は、技能実習計画に基づき、実習生に技能を修得させなければなりません。

外国人技能実習生を、やむを得ず休業させる場合は？

事業主が外国人技能実習生をやむを得ず休業させて、技能実習計画に基づいた実習活動が継続できない状況が生じた場合は、監理団体が、直ちに、地方入国管理局へ実習活動を継続できなくなった事と対応策を報告しなければなりません。

また、監理団体が地方入国管理局への報告を怠ったり、実習実施機関等が技能実習計画に基づく実習を実施しないことは、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2項の基準を定める省令」に定められている**不正行為に該当する**おそれがあります。

このため、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を受給して、技能実習生を休業させる場合は、事前に監理団体へご相談いただき、不正行為にならないよう、適切な対応をお願いいたします。

◆このリーフレットについてのお問い合わせは、03-5253-1111まで。



厚生労働省 職業能力開発局外国人研修推進室